

## 調整力公募要綱案に対する意見と当社回答

北陸電力送配電株式会社

No.	要綱	該当項目	ご意見等	回答
1	電源 I ' 厳気象 対応調整力	第8章-契約条件 目的外利用の禁 止	需要期平日夜間や需要期の休日における目的外利用については、送配電会社の承諾を得られる場合は可能という認識でよいか。	目的外利用の禁止に該当する期間（時間）は、調整力提供期間のうち平日時間（平日9時～20時）を意図しており、ご意見を頂いた時間帯は事業者による活用が可能です。 頂いたご意見を踏まえて、要件を明確にするため募集要綱を見直しいたします。
2	電源 I ' 厳気象 対応調整力	全般	1つの計量単位に複数の揚水発電機が集約されている場合、発電機ごとに複数エリアで電源 I ' 契約を結ぶことは可能か。 （例） 発電機A・Bで1 BGコードを取得し、1計量単位となっている 発電機A：XエリアTSOと電源 I ' 契約 発電機B：YエリアTSOと電源 I ' 契約	ご記載いただいた情報のみでは判断いたしかねます。 募集要綱に記載の計量単位集約の条件を満たしているかの確認をはじめ、その他運用方法等について関係する他の一般送配電事業者も含めて協議のうえ判断いたします。
3	電源 I ' 厳気象 対応調整力	第1章-はじめに	（原案）北陸電力送配電株式会社（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、主に10年に1回程度の厳気象（猛暑および厳寒）時等の稀頻度な需給ひっ迫時等（当社以外の一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫時も含みます。）において、需給バランス調整を実施することを目的とした調整力を確保するため、電源 I ' 厳気象対応調整力を入札により募集いたします。 （提案） 以下の事象発生時に… 1. 電力使用率??%以上 2. 台風一過等による前日との気温差が?度以上の上昇 3. 他 【理由】 実情と全くあっていない。他管区では毎年発動もあり、10年に1度という言葉は意味をなしていない。また需要家からもより具体的な説明を求められている。	電源 I ' の主な確保目的は「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（広域機関）」にて整理されており、募集要綱の記載内容は、当該整理内容に沿ったものであると認識しております。 なお、2022年度以降は広域予備率にもとづき発動判断されることとなるため、それに関する説明資料（広域予備率に基づく電源 I ' 発動について）を作成し、当社ホームページにて公表することといたしました。 ただし、具体的な運用方法（部分発動に関する詳細等）は「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（広域機関）」にて継続検討中のため、確定次第、説明資料へその内容を反映することといたします。
4	電源 I ' 厳気象 対応調整力	第2章-注意事項	（原案）また、複数の需要者をまとめて1入札単位とする場合は、当該複数の需要家がすべて一致することが必要ですが、この場合において、供出電力（kW）の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。 （提案）また、複数の需要者をまとめて1入札単位とする場合は、当該複数の需要家がすべて一致することが必要ですが、この場合において、供出電力（kW）の明確な区分が出来ることを前提に、複数入札を認めることとする。 【理由】他の調整力公募への入札にあたり、電源のみが複数入札できることになり、電源とDR間で非対称性が発生するため。 【質問】電源について、エリアを跨いだ供出電力の明確な区分が可能と判断されたと推察するが、なぜ複数入札が認められるのか、具体的にご教示いただきたい。	募集要綱案記載のとおり、負荷設備の場合、供出される電力を明確に区分することは困難と考えておりますので、例えば10地点確保された場合、5地点ずつに分割するなど、札を分けて応札いただく等の対応をお願いいたします。 なお、上記理由により、原則的には複数入札は認めておりませんが、明確な区分が可能であることを提示いただき、当社としてもその内容が妥当であると判断した場合は、お認めすることも考えられます。 また、電源については、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」にてユニットを特定したうえで容量単位による応札を受け付けるとされており、区分可能と考えております。

5	電源 I ʼ 廠気象 対応調整力	第3章-用語の定 義	<p>(原案) 3. 発電機能関連 発電バランシンググループ (発電 BG)  (提案) 単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られない (2 1 年度他管区で運用の際、該当地点を包括的な非調整BGから切り離すことによるインバリスクなどの理由から、小売りからは拒否された) ことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ポジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、他案、例えば弊社が 2 1 年度他管区で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。  仮に原案を必須とすると、本日時点貴TSOエリアのみで10MW程度の潜在的な需要家の参加が不可能となる。また、第16回ERAB検討会で弊社も本件、意見陳述させていただき、早稲田林先生等からも下記賛同は得られており、「資料 3 の逆潮流アグリゲーションの制度設計について、これまで参加してきた需要家が参加できなくなることや、制度設計に貢献してきた企業がメリットを享受できなくなるようなことがないよう、関係者の意見を収集し、制度設計に反映すべきである。また、機器点計量は、今後の電力システムがあらゆるリソースを活用した総力戦となることを踏まえると、重要である。具体的には、今後は大規模な調整力だけではなく、小さな調整力を機器点計量等で活用していく必要がある。そのためには、消費者を含めて、日本全体で対応していく必要がある。」是非とも本件の対応をお願いしたい。  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf</a>  さらに、小売りは属地の旧一般電気事業者が大多数を占めており、単独BG化の依頼を断ることで、実質、属地旧一小売りがポジワット需要家を囲い込むこととなる。(専業アグリゲーターのみならず他エリアの旧一般電気事業者が越境しポジワットリソースを獲得することも阻害される) 結果として、需要家の選択肢は旧一般電気事業者の需給調整契約のみとなり健全な競争原理が働かなくなる。調整力公募において単独BG化を強いることは事実上旧一般電気事業者が自エリアのポジワットリソースを囲い込むことを意味しているため、先日某エリアで報道されたカルテルと同様の事態を招く恐れがあることを強く懸念。需要家が得られるべき利益を損なうばかりでなく、調整力の適切な調達に反する措置とも捉えることができてしまう。このような観点からも、至急見直されるべきである。</p>	<p>発電設備で参加いただく場合は、託送供給等約款に定めるとおり、原則として単独で調整電源BGを設定していただく必要があります。電源 I ʼ において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランシンググループの設定方法について個別に協議させていただきます。  なお、当社との協議が整わなかった場合(※)、落札者とならない可能性があります。  ※ 募集期間中にご相談の連絡が無い場合、募集期間中切間際の連絡となり協議時間が十分に確保できない場合を含みます。  なお、逆潮流アグリゲーションにつきましては第11回ERAB検討会での整理に基づき、単独BG化が必須となります。  【参考：第11回ERAB検討会】  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html</a></p>
6	電源 I ʼ 廠気象 対応調整力	第5章-募集概要	<p>(原案) 平日時間における発動回数が 12回以上  当社からの電力の供出指令および要請は、同日中に 1 回を基本といたしますが、別途協議のうえ、1 日に複数回の指令を行う場合があります。また、連日の発動となる場合があります。  (提案) 入札時点で同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札事業に非価格要素評価点をつけていただけないか？ また発動理由も明示していただけないか？  【理由】 同日中の複数回発動および連日の発動に対応できるDRは限られているため、より多くの需要家の賛同を得るためには、理由の開示が必要となるため。</p>	<p>ご協力いただける場合は 1 日複数回の発動に応じていただくこととしており、連日の発動は満たすべき要件と整理しておりますので、非価格要素点は加算いたしません。</p>
7	電源 I ʼ 廠気象 対応調整力	第8章-契約条件	<p>(原案) 従量料金  上げ調整のみに応じていただける契約者において、当社からの上げ指令にも関わらず、30分単位の計量の結果が下げ調整となっていた場合、当該コマの属地 TSO のインバランス価格にて属地 TSO と契約者間で精算するものといたします。  (提案) 不足インバラは需要家所属BGの小売りに請求とする。  【理由】 電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバランスを負担するということは不合理ではないか？ さらに現状、アグリがTSOから不足インバラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保してないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリが不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。こちらは改善が必須。</p>	<p>調整力提供者 (契約者) は当社からの指令に応じて、調整力を提供する義務を負っております。  当社が調整力としての指令を行った場合、その期間は調整力として扱い、正応動/逆応動にかかわらず調整力として精算することとなりますので、その前提でネガワット調整金等の協議を行ってください。</p>
8	電源 I ʼ 廠気象 対応調整力	第8章-契約条件	<p>(原案) ペナルティ 契約電力未達時罰戻料金 契約電力未達時罰戻料金の算定式 に関して  (提案) 容量市場と整合性を取るべく係数を1.5から1.1としていただけないか？</p>	<p>調整力供出の確実性を担保する観点等から原案通りとさせていただきます。  なお、発動指令電源のペナルティと電源 I ʼ のペナルティではそもそもの構成が異なることなどから、必ずしもこの係数の平仄を合わせる必要はないものと考えております。  (例)  ・発動指令電源のペナルティ上限は容量確保契約金額×110%である一方、電源 I ʼ では年間基本料金をペナルティの上限としている。  ・発動指令電源では実効性テスト結果を踏まえた経済的ペナルティが課される。</p>

9	電源 I' 厳気象 対応調整力	第8章-契約条件	<p>(原案) ペナルティ 契約電力未達時割戻料金</p> <p>なお、発動指令電源と電源 I' で重複する契約電源等があるときに、実効性テストと電源 I' の同時指令をする場合、もしくは実効性テスト指令後に電源 I' 発動を指令する場合は、電源 I' の指令は実効性テストと重複しない契約電源等のみに対する指令として扱います。具体的な指令値としては、契約電力を各契約電源等の供出電力の合計値で除し、発動指令電源と重複していない契約電源等の供出電力の令することし、未達度合い算定式における電源 I' 厳気象対応調整力契約電力を実効性テスト控除指令量に読み替えます。</p> <p>(質問)発動指令電源と電源 I' における契約設備が完全に一致している場合、実行性テスト実施時指令値はゼロとなる、という理解で正しいか？</p>	ご認識のとおりです
10	電源 I' 厳気象 対応調整力	第9章-その他	<p>(原案) 3. 調整電源 BG の設定について 部分買取となっている発電場所を電源 I' に供出する場合、当該発電場所を調整電源 BG として単独で BG を設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定していただきます)。</p> <p>(提案)単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られない(21年度他管区で運用の際、該当地点を包括的な非調整BGから切り離すことによるインバリスクなどの理由から、小売りからは拒否された)ことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ボジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、他案、例えば弊社が21年度他管区で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。</p> <p>仮に原案を必須とすると、本日時点貴TSOエリアのみで10MW程度の潜在的な需要家の参加が不可能となる。また、第16回ERAB検討会で弊社も本件、意見陳述させていただき、早稲田林先生等からも下記賛同は得られており、「資料3の逆潮流アグリの制度設計について、これまで参加してきた需要家が参加できなくなることや、制度設計に貢献してきた企業がメリットを享受できなくなるようなことがないよう、関係者の意見を収集し、制度設計に反映すべきである。また、機器点計量は、今後の電力システムがあらゆるリソースを活用した総力戦となることを踏まえると、重要である。具体的には、今後は大規模な調整力だけではなく、小さな調整力を機器点計量等で活用していく必要がある。そのためには、消費者を含めて、日本全体で対応していく必要がある。」是非とも本件の対応をお願いしたい。</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf</a></p> <p>さらに、小売りは属地の旧一般電気事業者が大多数を占めており、単独BG化の依頼を断ることで、実質、属地旧一小売りがボジワット需要家を困い込むこととなる。(専業アグリゲーターのみならず他エリアの旧一般電気事業者が越境しボジワットリソースを獲得することも阻害される)結果として、需要家の選択肢は旧一般電気事業者の需給調整契約のみとなり健全な競争原理が働かなくなる。調整力公募において単独BG化を強いることは事実上旧一般電気事業者が自工</p>	No.5回答と同様
11	電源 I' 厳気象 対応調整力	全般	<p>【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。</p> <p>例：kW・kWh・運用申合書等の書面を複数の契約書を分けず一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等</p> <p>【理由】 関係者全ての業務効率化のため</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、さらなる一元化・簡素化の検討を進めてまいります。</p> <p>なお今回より、電源 I' 提出様式については、エリア毎に記載いただく負担を考慮し、各社同一様式とさせていただきます。</p>

12	電源 I 〳 厳気象 対応調整力	補足資料（逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて）	<p>P4以下 - "</p> <p>(提案)単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られない（21年度他管区で運用の際、該当地点を包括的な非調整BGから切り離すことによるインバラスクなどの理由から、小売りからは拒否された）ことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ボジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、他案、例えば弊社が21年度他管区で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。</p> <p>仮に原案を必須とすると、本日時点貴TSOエリアのみで10MW程度の潜在的な需要家の参加が不可能となる。また、第16回ERAB検討会で弊社も本件、意見陳述させていただき、早稲田林先生等からも下記賛同は得られており、「資料3の逆潮流アグリゲーションの制度設計について、これまで参加してきた需要家が参加できなくなることや、制度設計に貢献してきた企業がメリットを享受できなくなるようなことがないよう、関係者の意見を収集し、制度設計に反映すべきである。また、機器点計量は、今後の電力システムがあらゆるリソースを活用した総力戦となることを踏まえると、重要である。具体的には、今後は大規模な調整力だけではなく、小さな調整力を機器点計量等で活用していく必要がある。そのためには、消費者を含めて、日本全体で対応していく必要がある。」是非とも本件の対応をお願いしたい。</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf</a></p> <p>さらに、小売りは属地の旧一般電気事業者が大多数を占めており、単独BG化の依頼を断ることで、実質、属地旧一小売りがボジワット需要家を囲い込むこととなる。（専業アグリゲーターのみならず他エリアの旧一般電気事業者が越境しボジワットリソースを獲得することも阻害される）結果として、需要家の選択肢は旧一般電気事業者の需給調整契約のみとなり健全な競争原理が働かなくなる。調整力公募において単独BG化を強いることは事実上旧一般電気事業者が自エリアのボジワットリソースを囲い込むことを意味しているため、先日某エリアで報道されたカルテルと同様の事態を招く恐れがあることを強く懸念。需要家が得られるべき利益を損なうばかりでなく、調整力の適切な調達に反する措置とも捉えることができてしまう。このような観点からも、至急見直されるべきである。</p>	No.5回答と同様
13	電源 I 〳 厳気象 対応調整力	全般	<p>資本関係や人的関係がある会社は、同じTSOに対して応札窓口を一本化する旨、記載がございます。ご質問ですが、応札窓口と約定後の契約や運用、精算が別会社となる方法は認められますでしょうか？</p> <p>例1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A社とB社は親会社が同じ。</li> <li>・A社はエリア①に、B社はエリア②に電源を保有。（①と②は隣接）</li> <li>・応札窓口はA社に一本化。</li> </ul> <p>→エリア②への応札はA社、落札後、契約や運用、精算はB社が行う方法は認められますでしょうか？</p> <p>例2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A社とB社は親会社が同じ。</li> <li>・A社はエリア①に、B社はエリア②に電源を保有。（①と②は隣接）</li> <li>・エリア②にA社の札とB社の札を別々に応札し両方とも約定。</li> </ul> <p>→エリア②のTSOは、A社とB社、別々に契約を結び、別々に運用・精算を行うことは可能でしょうか？</p> <p>質問の背景： 隣接するエリアは全て応札が可能となりました。資本関係を有する各地の会社が隣接するエリア全てに応札する場合、応札エリアにリソースを有していないにも関わらず、日本全国で1社が担います。その1社は膨大な実務を担当することになり、支障をきたす場合がございます。</p>	<p>資本関係等がある会社は、同一TSOへの応札に対し、一本化していただきますが、落札決定以降については、資本関係等がある会社も含め、第三者へ譲渡することは可能です。</p> <p>例1については、エリア②への応札をA社に一本化し、落札決定後、B社へ譲渡するものと理解しましたが、この場合、対応可能です。</p> <p>例2については、エリア②への応札を資本関係のあるA社、B社が個々に応札することとなるため、この場合は認められません。</p>

14	電源 I ' 厳気象 対応調整力	全般	<p>制度設計専門会合等において、逆潮流電源をアグリゲートして応札することが認められました。現在の需給状況を鑑みると、厳気象時には活用可能な発電設備は徹底活用するべきである事は明白です。以下の制約は、工場等の発電設備の活用について明らかな障壁となっている事から解決方法について提案致します。</p> <p>電源 I ' に参加する電源は「調整電源」として一年間を通じて単独BGで運用することが求められます。単独BG化によりインバラを他の電源と組み合わせて吸収出来なくなるため、参入の障壁となっています。解決方法として、2点提案致しますのでご検討頂ければ幸いです。</p> <p>提案： ①発動時のみ単独BGで運用 ・発電契約者が一つの電源で調整BGと非調整BGを運用し、発動時には託送優先順位を変更するなどして調整BGで増出力を受け止める。マイナスの実績が出た場合、下げ調整力と不足インバラを切り分けられない課題があるが、不足インバラと整理すれば対応が可能と考えている。（発電契約者は発動が無ければ不足インバラとなるため影響が小さい。） ②非調整電源として運用 ・非調整BGであっても個別の発電計画値は明らかのため、実績と計画値の差を算定することは可能。</p>	No.5回答と同様
15	電源 I ' 厳気象 対応調整力	全般	<p>アグリゲート可能な逆潮流電源の上限容量1,000kWを撤廃して頂くご検討をお願い出来れば幸いです。また、1,000kWで制限する理由を明らかにして頂きたいです。</p>	第14回ERAB検討会にて、ご議論いただいた内容を反映しておりますので、原案どおりといたします。
16	電源 I ' 厳気象 対応調整力	全般	<p>工場の夏季休暇が重なる時期（2022年度は8/8～12）を発動対象、およびDRのH4o5の計算対象から外すご検討をお願い出来れば幸いです。この措置により、DRで電源 I ' に参加可能な工場が増える事が期待できます。この期間はエリアの需要が下がる為、リスクに対するメリットが大きいと考えます。</p>	ご提案いただいた時期（2022年度は8/8～12）の需要は、7～9月平日（調整力提供期間）ピーク並みとなる場合もありうることから、これまで通り発動対象日とさせていただきます。また、ベースラインの設定方法については、ERABガイドラインにもとづき契約協議において個別協議させていただきます。
17	電源 I ' 厳気象 対応調整力	全般	<p>電源 I ' 発動時は、同時にTSOよりメール連絡を頂き、発動理由の情報提供を頂きたい。発動時は、確認のため、また需要家のご要望に応える為にもTSOへ電話連絡を行っています。メールによる一斉通知により、TSO・アグリゲーター双方の業務効率化に繋がると考えました。</p>	<p>電源 I ' 発動は、専用線オンラインまたは簡易指令システムにより行うこととしており、メールによる一斉通知等の対応は行っていません。</p> <p>電源 I ' は需給ひっ迫時の対応として発動する調整力であり、発動指令時における発動理由等の提供は致しかねますので、ご理解いただけますようお願いいたします。</p>
18	電源 I ' 厳気象 対応調整力	全般	<p>電源 I ' には石油火力が相当量参加しています。石油火力はコールドスタートでは3時間で起動できないため、前もって中給より連絡を受けて待機状態していると想定しています（提供期間の6カ月間、ずっとホットで待機していない）。DRにはそういった情報提供はなく不公平感があります。DRアグリゲーターにも発動を予告する連絡を頂くことは可能でしょうか。それが難しければDRの即応性をご評価頂き加点などご検討頂けませんか。</p>	第12回ERAB検討会にて、「指令受信後に意図的に当日補正時間帯の需要を増加させ、調整力評価量を増加させる」ことが指摘されており、事前の予告はしないことと整理しております。なお、1時間未満の応動時間でご対応いただける場合は、加点評価がございます。